

群馬県内水面漁場管理委員会関係法令について

群馬県内水面漁場管理委員会関係法令
(概要版)

令和 7 年 1 月

群馬県内水面漁場管理委員会事務局

1 内水面漁場管理委員会の概要

(1) 内水面漁場管理委員会の設置

地方自治法第 180 条により公安委員会、労働委員会、収用委員会等と同様に都道府県に置かなければならない執行機関であり、漁業法第 171 条により、群馬県に内水面漁場管理委員会（以下「委員会」とする。）が置かれている。

(2) 委員会の構成

漁業法第 172 条により、委員は 10 人とし、都道府県知事が選任する。ただし、農林水産大臣は、必要があると認めるときは、特定の内水面漁場管理委員会について別段の定数を定めることができるとされており、第 21 期（任期：令和 2 年 12 月 1 日～令和 6 年 11 月 30 日）まで、群馬県における委員は 13 人だった。令和 6 年 6 月 4 日付農林水産省告示 1098 号において群馬県における定数の定めが削除され、群馬県における委員の定数は 10 人となった。なお、委員は「①漁業者代表・4 人」、「②採捕者代表・2 人」及び「③学識経験者・4 人」で構成されている。

(3) 委員会の活動

漁業法第 171 条第 3 項の規定により、都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕・養殖及び増殖に関する事項を処理するため、知事からの諮問に対する答申を行う「諮問事項」、知事に対し意見を申し立てる「建議事項」、裁定・指示・認定を行う「決定事項」がある。

(4) 委員の任期

漁業法第 173 条による（同法第 143 条準用）。

任期：4 年

(5) 委員の報酬と旅費

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 別表第 2）

区分	報酬	旅費	備考
内水面漁場管理委員会委員	日額 一一、〇〇〇円	六級相当職	

2 委員会の機能と権限（所掌事務）

（１） 諮問事項

内水面漁場計画の作成、漁業権の免許、その他漁業権に関する行政庁の処分について、知事は、必ず内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないこととされている。具体的には以下のとおりである。

① 内水面漁場計画の策定についての答申

（漁業法第 67 条第 2 項（漁業法 64 条第 4 項準用））

② 漁業権免許申請の審査についての答申

（漁業法第 70 条）

③ 団体漁業権（第五種共同漁業権）共有の認可についての答申

（漁業法第 72 条第 7 項）

④ 漁業権の分割又は変更の免許についての答申

（漁業法第 76 条第 3 項）

⑤ 個別漁業権（区画漁業権）抵当権設定の認可についての答申

（漁業法第 78 条第 3 項）

⑥ 個別漁業権（区画漁業権）移転の認可についての答申

（漁業法第 79 条第 3 項）

⑦ 個別漁業権（区画漁業権）の譲渡命令についての答申

（漁業法第 80 条第 2 項）

⑧ 漁業権免許時における条件付与についての答申

（漁業法第 86 条第 2 項）

⑨ 休業中の漁業権において適格性のある者への操業の許可についての答申

（漁業法第 88 条第 2 項）

⑩ 漁業権の取消しについての答申

（ア）休業による漁業権の取消し

（漁業法第 89 条第 3 項）

(イ) 適格性の喪失等による漁業権の取消し等 (漁業法第 92 条第 3 項)

(ウ) 公益上の必要による漁業権の取消し等 (漁業法第 93 条第 3 項)

(エ) 錯誤による免許の漁業権の取消し (漁業法第 94 条)

⑪ 漁業権者への指導及び勧告についての答申 (漁業法第 91 条第 3 項)

⑫ 都道府県漁業調整規則の制定・改廃についての答申

(漁業法第 119 条第 8 項、水産資源保護法第 4 条第 7 項)

⑬ 遊漁規則の認可及び変更についての答申 (漁業法第 170 条第 4 項)

⑭ 他人の土地及び土地の定着物についての答申 (漁業法第 165 条第 2 項)

⑮ 保護水面の指定についての答申 (水産資源保護法第 18 条第 3 項)

⑯ 保護水面の管理計画の設定又は変更についての答申

(水産資源保護法第 21 条第 4 項)

⑰ 採捕の許可等についての答申

(ア) 採捕の許可をしない場合 (群馬県漁業調整規則第 5 条第 2 項)

(イ) 採捕の許可に条件をつける場合 (群馬県漁業調整規則第 7 条第 2 項)

(ウ) 採捕の許可の有効期間の変更 (群馬県漁業調整規則第 8 条)

(エ) 採捕の休止による許可の取消し (群馬県漁業調整規則第 10 条第 1 項)

(オ) 採捕の許可を受けた者が適格性の喪失による許可の取消し

(群馬県漁業調整規則第 11 条第 1 項・第 2 項)

(カ) 漁業調整その他公益上の必要による許可の変更、取消し等

(群馬県漁業調整規則第 12 条)

(2) 建議事項

内水面漁場管理委員会は、自ら知事が実施すべきである旨を積極的に建議することの出来る事項が法定されている。具体的には以下のとおりである。

① 委員会指示に対する裏付命令の申請

(漁業法第 120 条第 8 項)

(3) 決定事項

内水面漁場管理委員会は、自ら決定機関として裁定、指示に関する強い権限も有している。具体的には以下のとおりである。

① 入漁権の設定、変更、消滅の裁定

(漁業法第 100 条第 1 項)

② 土地及び土地の定着物の使用等の裁定

(漁業法第 166 条第 1 項)

③ 土地及び土地の定着物の貸付契約に関する裁定

(漁業法第 167 条第 1 項)

④ 水産動植物の採捕に関する制限等の指示

(漁業法第 120 条第 1 項)

⑤ 第五種共同漁業権における組合員と組合員でない漁業者との間の漁業権行使について

の指示

(漁業法第 72 条第 8 項)

(4) その他

所掌事項を処理するために必要な場合の報告、徴収、調査、測量、検査を行うことができる。

(漁業法第 157 条第 1 項、第 2 項)

※ 委員会指示

漁業を規制する法令として漁業法、水産資源保護法及びこれらに基づく命令等があるが、これらの間隙を補完する意味で内水面漁業調整委員会が発動する委員会指示がある。

委員会指示は、漁業調整上必要であれば、随時的、機動的に発出可能である。